

総務政策常任委員会会議録

平成28年7月21日

場 所 第2委員会室

平成28年 7 月 21 日 (木曜日)

午前11時0分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・指定管理候補者の選定方法の一部変更について

出席委員 (8 人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	重松 幸次郎
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	日高 博之
委員	満行 潤一
委員	来住 一人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	桑山 秀彦
危機管理統括監	畑山 栄介
総務部次長 (総務・職員担当)	郡司 宗則
総務部次長 (財務・市町村担当)	田中 保通
危機管理局長 兼危機管理課長	平原 利明
部参事兼総務課長	上山 伸二
防災拠点庁舎整備室長	志賀 孝守
人事課長	吉村 久人
行政経営課長	小田 光男

財政課長	川畑 充代
税務課長	高林 宏一
部参事兼市町村課長	藪田 亨
総務事務センター課長	大田原 節郎
消防保安課長	福栄 芳政

事務局職員出席者

議事課主査	長谷 恵美子
総務課主任主事	日高 真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくお願いたします。

本日は、朝から現地調査におきまして、進洋丸の災害時の活用等につきまして御調査いただき、まことにありがとうございました。

調査先での御意見などにつきましては、今後の参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の説明事項でありますけれども、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。

目次にありますとおり、今回は報告事項、指

定管理候補者の選定方法の一部変更について御説明申し上げたいと思います。

詳細につきましては、行政経営課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○小田行政経営課長 指定管理候補者の選定につきまして、昨年度末に選定方法を一部変更しておりますので、概要を御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の1ページをごらんください。

まず、1、基本的な考え方についてでございますが、指定管理者の指定は、外部委員による選定委員会の審査結果を受けまして、県が候補者を選定し、議会の議決を経て行うこととなっております。

次の2、変更の理由と3の変更の概要につきましては、まとめて御説明しますので、資料の右側、2ページの選定フロー図をあわせてごらんください。

指定管理候補者の選定につきましては、フロー図の上のほうの旧の欄にありますように、これまでは、外部委員のみで構成する選定委員会の審査結果を受けて、その審査内容の確認を含め、最終的な選定の判断は、知事決裁の過程で行ってまいりました。

選定のあり方につきましては、いろいろな御意見をいただく中で、総務部といたしましては、さらに透明性を高め、県としての判断の過程を明確にする必要があると判断をいたしまして、審査の基本的な流れはこれまでと同じでございますけれども、フロー図の新しい欄の中ほどにありますとおり、太線で囲んでいるところでございますけれども、指定管理候補者選定会議を設け、選定委員会審査後の県内部の意思決定過程

を、より目に見える形にしたところでございます。

次に、この選定会議の概要について御説明しますので、資料1ページの4をごらんください。

この選定会議は、(1)にありますとおり、施設所管部局からは、部局長・次長・連絡調整課長・施設所管課長が、それから指定管理者制度を所管している総務部からは行政経営課長がメンバーとなった合議制の会議になります。

ここでは、外部委員による選定委員会の審査結果を受けて、情報共有をした上で、選定基準等に基づく確認を行いまして、指定管理候補者の案を作成することとしております。

選定会議のメンバーとして、施設所管部局だけではなく、制度所管部局も加わることで、より客観性が高まると考えております。

選定会議で行う確認の手順につきましては、(2)のとおりでございますが、①のところですが、情報共有の観点から、まずは施設所管課から選定委員会の審査状況について報告を受けます。そして、②のところですが、選定委員会の審査結果を、施設所管課が選定基準等に基づきまして評価した結果と照らし合わせて、候補者の案が異なっていないか確認を行います。

確認の結果、選定委員会と選定会議の候補者案が一致すれば、そのまま選定手続を進めていくこととなりますけれども、仮に異なっている場合は、③のところでございますけれども、必要に応じて選定委員会委員への聞き取り等を行い、再度確認を行った上で、最終的な候補者案を作成することとしております。

また、5の公表についてでございますが、外部委員による選定委員会の審査結果は、これまでと同様に公表し、これに加えて、今回新たに設置する選定会議につきましても確認結果

を公表することとしております。これによりまして、選定におけるより一層の透明性の確保につながると考えております。

指定管理者の候補者選定に当たりましては、公平性・透明性の確保は非常に重要だと考えております。今回、県内部の事務処理の部分ではありますが、選定会議を設置し、その確認結果を公表することで、選定委員会の後から候補者選定に至るまでの過程が、これまでよりも目に見える形になりまして、県の主体性が明確になるとともに、より一層、透明性が高まると考えております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○坂口委員 公平性とか透明性を確保するためには、民間を入れなきゃできないですか。

○小田行政経営課長 民間を入れますのは、やはり専門的な視点、利用者の視点等のさまざまな意見を集約する観点から選定委員会を設置しているところでございます。

○坂口委員 通常は諮問をして、やはり公務員が責任を持って。契約は、財政支出を伴う最たる公権力の行使ですよ。そういったことを、民間委員で決めさせて、それをチェックして問題があれば覆すというけど、過去の例で覆した経緯があるのかということ。あなた方が我々より識見が高いですよ、どうぞお願いしますといったところが出した結論にクレームをつけ切れるかどうかです。体制上は、説明はつきます。そういう機能がここに期待できるかということ——民間だけで決まったことが、そのまま知事決裁につながると思うんです。議会だって、専門家が決めたものが議案として上がってきて、これは問題だといって覆し切るとするのは、なかなか

か難しい問題です。たった1週間前ぐらいの議運に諮られたぐらいで。

公権力を行使して、しかも財政支出が伴うんだということを考えたときに、果たして民間に——公権力の行使を実質的に民間人がやることになりますよ。公平性、透明性というけれど、今度は、その方々にいかに身体検査をやっているかです。例えば大学の教授。今、企業が大学にいっぱい寄附を出したり、場合によってはベンチャービジネスなんかを立ち上げたりしている。そこには株主もいる。個々の身体検査は不可能でしょう。透明性というのは全くうたえないですよ。それで、あえてここに民間を入れる、その意義とか目的がどこにあるのか。そんなに我が県の、宮崎県の公務員は頼りないのかということですよ。

○小田行政経営課長 過去に選定委員会で選定した結果が、決裁の過程で覆った例があるかということでございますけれども、本県においてははないということでございます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、指定管理者の指定は行政処分という公権力の行使に当たりますので、やはり、県が主体的に決定すべきものだと考えております。

選定委員会の位置づけにつきましては、県が主体的に判断する判断材料をいろんな専門的な視点から、あるいは利用者の視点から御意見をいただくことによって、より適正にしようという趣旨で開催するものだと考えております。

○坂口委員 だから、説明はそうなんです。ところが、現実的にはそういった思惑は機能しないですよということを言っているんです。そこが出した結論を覆すとか、ここが問題だとか、これについてはどうじゃないかというアドバイスができることすら、不可能と言うぐらい期待

できないです。それより、大切なところを諮問して、こういう視点が大切だということを受けて、そして、公権力を行使できる立場の人たちがそれはやるべきだと思うんです。

御意見を聞くぐらいで横に置いとかなきゃ、ここが決めたことをチェックするなんていったら——預けたほうがいい結論を出すから預けるという説明の上で、そこが出したものをチェックするといったら、これは矛盾しているじゃないですか。今後何年たつたって、法的な問題がない限りは、覆したり修正を求めたりすることは、このシステムじゃできないと思うんです。僕らから見れば、それは単なる、あくまでも責任の回避です。いや、我々はタッチしてませんと、民間のこういった方々が、こういうことで専門家が決めたことを何ら問題はないから決裁しましたっていう、自分らにクレームが来ないための自己防衛のシステムにしか見えません。

過去にこういったことで、我々が問題をそこに見出して修正させた例があればなるほどなと思うけれど、そういったことがない、また今後ともないと思うんです。だけれども、そんなことで契約の相手方を決めるって。土木工事とか公共事業になったら、1円違ってても契約できないんですよ。それぐらい契約はシビアなものなんです。それを、いとも簡単に、民間の人たちが決めたことが決まってしまうなんていったら——こういったことによって、一番効率的な形で、お金とかサービスとか、県民サービスに還元されなきゃいかんわけです。このシステムは大問題だと思うんです。

県の所管なり権限を持った人たちの意思が、どこでどう反映されるのか。全くないです。責任を持つべき人たちに考えてもらうことが、ここには何も出てこないです。こんな契約のあり

方ってないです。専門的な機関をつくって諮問するなり、参考意見、考え方が何かほしいなら我々にも諮問すべきです。我々も県民代表として議会に出てきてます。

これは大問題ですよ、こんなこと。問題があったときに誰が責任をとることになるんですか。そして、これよりいい悪いの比較を誰がやることになるんですか。県民にかわってやるのが公務員です。どこも、それをやる場はないじゃないですか。

部長、今後これを大いに検討しなきゃ、僕はこんな無責任なことではいかんと思うんです。

○桑山総務部長 委員の御質問の件であります。御存じのとおり、この指定管理者制度につきましては、導入以降、県の職員も委員に入りながら選定手続を進めていたところでありましたが、そうした中で県議会等でも、その透明性、公平性等の観点から、民間の方に相当程度の判断を委ねるような御質問のあったこともあって、民間委員に全て置きかえてやっていただくこと。

ところが一方で、昨年度のこの委員会でも御質問等いただいたように、おっしゃるような公権力の行使、財政を支出するようなものである以上は、やはり県の関与をもっと強めるべきではないかということで今回の見直しを行ったところあります。

今回のこの見直しの中の特徴としましては、県は県として、県の立場から審査をやる、そして、その審査の結果と民間の方々からなる委員の皆さんの評価との突合をして、それが一緒であれば、それほど問題はないんだろうと思いますけれども、もし違うとした場合には、やはり中身の分析を行う。例えば、5人の委員のうちの4人が小差でAがよいと、ところが、1

人の委員だけが大きく点数差を開いてBがよいと、結果としてBになったと。ところが、県としてはAだという評価があった場合には、やはり民間委員の方々に、特に、Bに大差をつけて評価をした委員がいたとした場合に、その方に、どうしてそういう評価になるのかということを知り、そこが納得のいく説明が得られるかどうか。あくまでも一例でありますけれども、そういうことが、実際にこの新しい形によってできるのではないかと考えているところです。

おっしゃるように、覆すことがなかなか難しいという点は、十分御指摘の面があると思っておりますので、新しい制度をやるに当たっては、十分そういった点も踏まえて、自分たちの評価をしっかりとやって、それとの突合、そして必要なことはしっかり民間の委員の方々にも、この4の(2)の③にありますように聞き取り等を行って、可能な限り、しっかりとした責任を持った県としての判断ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 そんな灰色じゃだめだと思うんです。まず、県議会からそういった質問なり指摘があった、我々は公平性も透明性も担保できません、だから、そうしますって答えたんなら別だけれど、なぜ自分らの正当性をそこで主張しないのかということ。そんな矛盾したことは受けられないという答弁を、なぜ本議会でやらなかったのか、そこが一つ、非常に不服ですよ、不満ですよ。

それから、何点開いていけば特に突出しているとするのか、何点を許容範囲とするのか。客観的にやる方法として、5中3とか7中5とかというのが、常にとられる手段です。7人で評価して、一番上の人と一番下の人を外して、中の5人の平均点をとると、これは客観的な方法。

今回、この人を外そうとか、この人を入れようとか、それは客観性は100%じゃない、公平性は担保されないほうに行きます、今の説明じゃ。これ以上だったら、これを外そうって誰が判断するのか。矛盾がいっぱいあるんです。

そして、こちらは民間団体が判断する、こちらは行政が判断する、ここが違っていたら検討するんだと。判断するのは行政だけでいいじゃないですか。我々が行政のチェック機関としてある。しかし、民間が出したところに、我々はチェック機関としてないです。

とにかく公権力を行使するというのは公務員しかできないんです。県は代弁をするだけじゃないですか。そんなばかなシステムがあるものですか。あくまでも、幾ら介入させても諮問までですよ、参考意見を聞かせてくれというところまでです。僕はそう思います。

まず間違えたのは、そういった質問が議会であつたのなら、そのときに答えるべき答弁をしてないということです。我々がやったら公平性も透明性も担保できません、おっしゃるとおりにしましょう、民間で決めていただきましょう、公権力行使、意思決定の何たるやと、そこは全く法を度外視してでもやりましょうということで、その時点で泥沼に入ってきてます。僕は、そこで間違えていると思う。

そしてまた、そんなことを言いながら、今言われたように、特に点数が高かったら、それから呼んでどうしたことだって聞こうなんて、全く主観じゃないですか。

客観でやるんだったら、さっき言ったように、普通はそういう方法をとってます。上と下を外して真ん中をとるといような、客観的な選考をやろうとするんだったら、ほとんどそれでやってきてます。そのときに、高い点数、低い点数

を出した人を次のときにまた委員として選ぶかどうか。こんなの失格ですよ、もう二度と選んじやいかんです。そんな整理のほうが僕は大変だと思うんです。

ここは、やはり白紙に戻して検討すべきだということを求めておきます。時間が幾らあってもすれ違いでしょうから、もう答弁はいいです。だけど、これは大問題だと思っています。

○星原委員 今、坂口委員のほうからありましたが、私も、ある点そうだなと思います。というのは、地元の都城市が指定管理の件で、体育館とかいろんな施設の問題があったときに、要するに、委員1人の持ち点が160点で、6人で最高が960点という持ち点でやられたんですけど、後で結果を聞いてみると、点数的には1位と2位の差が9点ぐらいだったわけです。そうすると、実際言うと、私から見れば、160点の1人の人がかなり点数を上げてれば一発でひっくり返るだけの数字なんです。50点とか100点とか差があるんなら、まだわかるけれど。

それで、その中身を見たときに、金額やら出しているいろんな点数を決めてあるみたいだったんですけど、指定管理を5年に決めて、年間に9,700万ぐらいの金を出す中で、450万だったかな、逆に高いほうに決まっているわけです。そうすると、数字的にいうと5年間では2,250万かな。ああいう体育館の施設の管理者を置く制度の中で、1位がそれだけ安かったんなら、まだあれなんですけれど、高いほうの提案がいいということになってしまったものだから。金額とかも点数があつて、そこには差はつけていたみたいだけれど、トータルで見たときはそういうことがあつて。

そういうのを見たときに、じゃあどっちを選ぶのかなと。金額でいくのか、いろんな目的で、

設置する人の数だとか、中身、どういう作業をするだとか、提案してきたそういうのを見たほうがいいのか、それはいろいろあると思うんですけど。今出たように、そういうことを考えたときには、指定管理というのは、経費を低くする意味でいったときには、ある程度、金額も大事じゃないかなと思っています。それよりも中身の提案だとすると、地元の人たちは、なかなかそういう提案の仕方がうまくない。だけれども、市外から来た人で、いろんなところもやっていて、提案の仕方の要領だとかわかっているところは、いろんな資料をいっぱいつけて出してくるものですから、そうすると審査員の人たちは、なるほどとなって、相当その部分に点数が高くついて、どうしてもそういう選ばれ方になっちゃうわけです。

指定管理は、何が一番の目的で委託するのか。その目的が何なのか、金額を少しでも抑えたいのか、やっている中身をグレードアップさせたとか、いろんな提案をしてきているほうを重要視するのか、いろんなことはあると思うんです。こういう審査員に選ばれている民間の方々——弁護士、会計士、スポーツ関係とか、いろんな人を選んではいらんですけれども、ある程度かわりがある人が、さっき言ったように160点の中で大きく30点、40点くれちゃうと、もうその1人ので、9点ぐらいの差だとひっくり返っちゃうわけです。指定管理者で果たしてそういう選び方がいいのかなと、そのとき思ってたんです。

ですから、県が責任を持って委託する以上は、この分野はどういうのがいいのかとかかわからない部分を専門の人に聞いて、トータルで見たときに、最終責任を持つ知事なら知事が、決めるところは決めるべきじゃないかなという気がするんです。

確かに、第三者の民間の人に委託すれば、さも正しい判断をしてくれるみたいだけれど。選ばれる人にもよるんでしょうが、その辺のところを考えると、この指定管理の選定の仕方は基準をしっかりと決めていかないと、本当に逃げの部分というか、責任をそっち側に転嫁して、民間の人が決めたんだから誰もそれについて言わない形になりそうな気がするんです。

もう少しその辺のやり方の方法なり、選定委員になる人たちの基準なりを考えたほうがいいような気が私もしているんですけれど。これは、地元のやり方を見て、個人的にそういうのを感じたものですから、今言わせていただいたところです。

○小田行政経営課長 指定管理者の選定基準につきましては、例えば住民の平等な利用の確保、あるいは経費の縮減、それから地域への貢献等ということで——これは、県内の事業者の応募にも配慮したような項目でございますが——それぞれ配点を決めまして、それで採点をするということをあらかじめ決めまして、応募の際に公表をするという形で決めているところでございます。

おっしゃるとおり、選定委員につきましては、いろんな専門家の方を選定するようになっておりまして、例えば財務経理に詳しい方、指定管理業務の事業の専門的な判断が行える方、それから利用者の代表といった方々を選んで、今申し上げたような指定管理の選定基準に基づいて採点をいただくという形にしているところでございます。

○星原委員 言われることは、もう十分理解した上で、いろんな意見を言っているだけで。確かにそういうことでやられているんだろうけれど、事例として、果たしてじゃあ、その施設を

地元で見たときに、体育館なんかには、定年された方が事務所にいて、日程やら、いろいろ申し込みがあったやつをやりくりする、そういういろんな施設を見るだけなんだけれども。

金額が5年間で2,250万という、いろんな公民館活動に10万ずつ渡せば、相当活動が上がるのになど、私から見るとそういう面やらあったので。やはりその目的、仕事の中身によってプロ集団でないといけない仕事なのか、あるいは、そうじゃなくて、誰でもできるような仕事なのか。データや資料をいっぱい持ってきたところは、いろんな経験があって、いろんなものを集めて出すわけです。地元の体育協会の人たちなんて、そこまではやり切りませんので、自分たちで経費を低くして、金の面を落とそうということやっていったみたいですが。

そうじゃなくて、提案の仕方——判断をするときにいろんな方々が見たときに、そっちのほうがよく見えるわけです。金額では差がつけてあったみたいですが、2番手のほうがもちろん点数を高くもっているんですが、金額よりも、トータルのいろんな項目を選んでいったときに負けちゃったということです。私から見ると、それが1割とか、そういう差が点数にあるんならいいけれど、960点の中で9点なんていったら、1割でも96点ですよ。実際に言えば1%ぐらいで、どっちが本当に地元にとっていいのか。私から見ると、地元の人がとれば地元で金が回るけれど、都城市以外のところがとってしまっているから、基本的にはそこに金が流れちゃうわけです。

県の場合でも、それはそれでいろんな形の決め方があると思うんですけれど、もう少しその辺のところをちゃんとやらないと。今言われたような基準が決まって、それはそれでもう十

分理解してますが、だけど、指定管理者側と何ら関係ないかどうかというところまで、本当にその人がいうところまで調べられているかどうか非常に微妙なんです。

都城の場合で例にとれば、極端な点数差がほかの6人であったのかどうか、その辺なんかは公開されていないのでわからないんですけど、極端な差があったときには、その辺が考えられる。みんな1点ぐらいの差で、9点ですから。1点か2点の差で、全てでそれぐらいの9点差ならまだいいんですが、極端に10点、20点の差があった場合には、現実には怖いなというのがあると。だから、その辺の指定管理というのを、最終的には誰が責任をとるのか、もし問題が起きたときは、その人が責任とるぐらいの形でやらないと。民間の人だと誰も言えないんです。

それともう一点は、今回、行政の皆さん方が入ることなんだけれども、一旦出てきたものを、よっぽどじゃないと、そういうすばらしい人が、選定基準で選んで決めた人が決めたのをひっくり返すなんていうのは、非常に可能性は低いんじゃないかなという気がするんです。だって、その人たちを選ぶ基準は非常に厳しいと説明を受けたわけですから。そういう基準で選ばれて、その人たちが選定したのに、それ以上、じゃあ皆さん方がまたどっかからいろんな調査して資料やら調べるんなら、さっき言うように、わからない部分を専門にお聞きして、どういう判断で決めていったらいいかを県の皆さん方が決めれば、最終責任は我々がとるんだというところを決めれば、それでもいい、かえってそのほうがいいのかなど私も聞いてて思ったところなんですけれど。これは考え方なので、いろいろあるとは思いますが。

○桑山総務部長 この指定管理者制度につきましては、導入されてから約10年余り経過しているわけですが、これまでの経緯にもありますように試行錯誤的な部分もあったかもしれませんが、これまでも見直しを行ってきたところがあります。きょうも御指摘にありましたように、県のしっかりとした主体的な関与という全体としての大きな問題、それから今、星原委員からお話がありましたが、個々の施設ごとに、どういったところに評価の重点を置くかが具体的な配点とかにつながるんだろうと思います。そういったことも何回かの指定管理の手続を繰り返す中で、またしっかり検証しながら、この制度については、やはり絶えざる見直し、必要な見直しは行っていく必要があると思いますので、今後とも、またいろいろな御指摘、御助言をいただければと思っております。

○坂口委員 施行しながら検証するというんじゃなくて、そもそも契約に係ることを民間の人間が決めてもいいのかということを行っているんです。基本の部分を行っているんです。公平性、透明性が担保できないとしたら、資質を高めなさいということを行っているんです。この契約がどうじゃないんです。まず基本的な部分です。やはり公務員たるもの、ちゃんと胸に手を当てて、一般の県民には負けないものを持っているというプライドを持って仕事をするような、資質を高めるべきだと。我々に任せてくれ、公平性、透明性は当然確保しますよと、それをまず一つ持つべきだということ。

どう見たって、契約を民間の意思で決めるなんて、こんなばかげた話をやっちゃいかんということを行っているんです。今後いろいろ試行錯誤してから改善してくれというんじゃないんです。こんな方法は、もうやめろと言ってるん

です。だって、今言われたように、委員の人たちの身体検査、身辺調査はどうやるんですか。公認会計士なり弁護士なり税理士なりが、何が専門家なんですか。国家資格を取った分野だけじゃないですか。県民サービスという複雑多岐にわたるものに対しての判断力はどれぐらいすぐれてますか。

それよりも何よりも、しがらみを心配します。僕らでもそうですが、民間の人たちは、仲のいい人が来れば、人として何とかしてあげたいって思いますよ。だけど、僕が公務員だったら、やはりそれは泣いて切りますよ。だけど、我々は民間人だから、おまえのことを何とかかなえてあげたいなって、情が動くし。だから、公権力を行使できる人は限定されているんですよ。もともと警察なんていうのは、ピストルを持っている人なんていうのは限定される。同じ公務員でも、そんなことなんです。海上保安庁も逮捕権を持つ人は知れています。鳥取・島根の船なんかも逮捕権を持つ人は1人か2人しか交付されない。公権力というのはそんなものなんです。

だから、僕らから見たら、これは公務員としての責任を逃れるために、万が一のことがあったら指摘されるもんなど、任しておけば何も言われんもんなど思ってる。ある意味、本県が一般競争入札に入っていったときの経緯にすごく似ていて、その結果、泥沼に入り込んでしまっているじゃないですか。県民のためになる改革じゃなかったじゃないですか。だから、こんなばかなことはやめてほしいということ言っているんですよ。検証してくれ、改善してくれなんて言ってないです。

部長、どんななんですか。さっき僕はやめたけれど、今また検証とか、今後試行を重ねながらって言われるから、それは全く僕の指摘と違

うから、もう一回ここで尋ねておきます。

○桑山総務部長 この制度につきましては、自治法を根拠として導入されておりますので、その制度の範囲内において、我々としても、おっしゃるような視点を十分踏まえながら、あり方については検討していきたいと思えます。

○坂口委員 制度的には認められているけれど、それは、あくまでも最たるものを得るための方法として、その範囲内に認められている。これも違法とは言わないですよ。だけれど、最善の方法じゃないということ、まして責任を誰もとれない形になってしまっている。僕らからも指摘のしようがないような。そんなんじゃだめだ。我々が責任をとって正しい結論を導くために必要だったら、民間の意見も伺いましょう、利用する人たちの意見も参考にしましょう。ただ、我々に任せてくれというのが公務員のあるべき姿じゃないかなということ。ましてや契約の相手方を決めるのは、本当に重大な意思決定です。そういう意思決定を民間にさせちゃいけないじゃないかと言っているんです。

これはぜひ、今後こういった方法をやめる方向で検討してほしいんだけど。基本に戻って、公務員たるもの、どうあるべきとか、民間人たるもの、どういうものか、ここで本当に責任を持った契約をできるのか、そこはやはり基本に戻ってやってほしいということです。

○満行委員 これを導入されたときには、指定管理候補者選定委員会による審査のメンバーには県職員も入ってたんだろうと思うんですけど、いつから外部委員のみの構成となったんでしょうか。それと、他県の状況をわかる範囲で教えてください。

○小田行政経営課長 委員御指摘のとおり、以前は県職員も入った形での選定委員会で構成を

しておりました。議会でのいろいろな御意見もございまして、平成24年度から、候補者選定の過程において透明性を高めるという観点から、選定委員につきましては外部委員のみとするように見直しを行ったところでございます。

それから、他県の状況でございますけれども、外部委員のみの選定委員会で選定を行っておりますのは14県ございます。

○満行委員 今、出ている趣旨と一緒になんですけれども、指定管理は、本来、公の施設を管理しないといけない立場を民間にお願いをする、そこだけで行政からかなり外れているというか、外に出てしまっている。それは民間活力の問題とか、いろいろその時代があったんだろうと思いますけれども、それが一つ。そして、その委託先をまた第三者で選ぶということは、公の施設が二重に行政から離されているという状況だと理解はしていますので。このことについては、他県の状況等もありましたので、私も関心を持っていきたいとは思いますが、今出ている意見に、なるほどなという部分もあります。

○来住委員 県外事業者などが指定管理に手を挙げて参加される、または実際に委託を決めた経過は、今まで何回かあるんでしょうか。

○小田行政経営課長 *指定管理者が県外の事業者となっている例はございません。応募があったかどうかについては、しばらくお持ちください。

○来住委員 都城の文化ホールは、都城の文化団体が指定管理をやってきて、公募にかけられて東京の業者が手を挙げた。先ほど言われたように7人か何人かでやられて、点数が上の人と下の人のを削って、東京の業者に決まったんです。市議会がこれを否決して、ひっくり返されて、もとどおりに、現に管理をやっている公益

財団法人都市文化振興財団がとるということになったんですけれど。

ですから、先ほど星原委員もお話になったけれど、そこ辺の基準が、民間でできることは民間にとか、あのころからのずっと流れだと思うんですけれど。もっと地元の業者なんかを育てていく、そういう点では——僕は都城でそのときに、足りない部分については行政から指導すればいいじゃないかと話した覚えがあるんですけれど。その辺は、何かもっと基準をおつくりになったほうがいいんじゃないかなと。県外から来てなかったら、まだいいんですけれど。

○小田行政経営課長 先ほど、今、指定管理を行っている県外の業者はいないと申しあげましたけれど、訂正をいたします。県外の業者が1事業者ありまして、宮崎県東京学生寮のほうを指定管理しております。

それから、今回応募をする資格要件といたしましては、県内に事業所または事務所を有する、または設置しようとする法人その他の団体としておりまして、県外の業者であっても、そういう資格要件で判断することになるかと考えております。

それから、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、やはり県内の事業者を選定基準で有利といいますか、できるだけ県内事業者にも配慮したいということで、選定基準の中では地域経済への配慮も項目として入れておりますし、あるいは小さな事業者でも応募ができるように、グループ応募でもいいですよという形にはしているところでございます。

○来住委員 意見になろうかと思うんですけれど、その都城の文化ホールのときにも、結局、東京の業者が選定されたわけですが、じゃ

※このページ右段に訂正発言あり

あ都城の文化ホールを日常的に管理していくのは誰かと。東京から職員を連れてくることはないわけです。現実には、今いる人たちを使おうという考えですよ。ペーパーカンパニーなのかどうなのかわかりませんが、その辺を含めて研究していかないと。本当に一部の事業者が、言葉はどうか知りませんが、利潤を上げるというところから手を挙げるだけになってしまって。都城はそれが大きな問題になったんです。だから、議会は多数で否決をするということが起こったわけです。これは意見です。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

○坂口委員 財政課長かな。国の今度の大型補正。観光、農業、インフラとか、それから防災減災の関連予算の獲得のための行動ですよ。これらについては、今、県はどんな動きなんです。これは時間をすごく要すると思うんですけど、もう今、その辺は弾込め状態だということから。

○川畑財政課長 新聞報道とかに出ております国の大型補正の話ですが、まだ現状は、そこまで県のほうに情報が来ていないという状況もありまして、県のほうで具体的に何かをとという段階ではない状況にあります。

○坂口委員 ただ、防災減災なんかの公共事業、その中に打ち出していますよね。そうすると、本県としては、そういった整備のおくと、今回の強靱化計画とあわせて、もう既に予算の獲得に向けての動きをやっていかないとおくれしてしまうんじゃないかと。補正だから、国としても急ぐだけ急いでやっていくと思うんです。そこら辺の取り組みが、今、県としてどうなのかな

というのが気になったものですから。待ちの姿勢ではなくて、積極的なアプローチをしていて、早目に予算確保をすることが必要じゃないかと。

というのも、せんだっての本会議で内示率の低さが——これは県がよかれと思って、結果低くなるっていう手法と、やはり100%とるがための予算要望というのと、いろいろ県の考え方があるということで、これが一概によしあしの判断はできないんですけども、とにかく補正だから、時間を少しでも早くということになるでしょうから、待ちではなくて、やはり攻めていく必要があるんじゃないかなと。これは内部で専門的に検討していただいて、ぜひおくれのないように対応してほしいと。

○日高委員 ちょっと確認を。指定管理の期間は、3年とか5年とかあると思うんですが、3年とかだと、なかなか。3年したら、もう一回プロポーザルをやって職員が全て入れかわる可能性もあるわけですから、人材育成が難しいとか、職員の自覚とか専門性が身につけにくいという意見もあります。そういったこともあって、私は、指定管理期間は3年よりも、ある程度熟練したら5年とかにすべきだという観点で質問しているんですが。指定期間は、例えば施行規則とかで定められているのかということが一つと、これは3年とか5年とかという形で決定権を誰が持っているのかをお聞きしたいと思います。

○小田行政経営課長 指定管理期間につきまして、何か法令等で決めてあるというものはございません。その指定管理期間の設定に当たりましては、事業の企画力とか一定の専門性が必要な業務につきましては、やはりノウハウを蓄積したり、おっしゃるような人材確保、育成とか

の観点から5年という設定をいたしております。
一方、施設の維持管理とか定型的業務が中心の施設につきましては、できるだけ多くの参入機会を提供するという意味から3年としているところでもあります。これは、それぞれの施設において期間の設定をしていただいているところがございます。

○二見委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時53分閉会